

環境省告示第四百十五号

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）第四条の規定に基づき、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月十五日から適用する。

平成二十七年十二月二十五日

環境大臣 大塚 珠代

第二の表第三号下欄を次のように改める。

<p>イ 第一の一に掲げる検液にあつては、日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五に定める方法（海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥に係る検液にあつては、日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五・一に定める方法を除く。）</p> <p>ロ 第一の二及び三に掲げる検液にあつては、日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五に定める方法（日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五・一に定める方法にあつては、日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五の備考一に定める操作を行うものと</p>

() ການ